

今回も、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会について説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておきます。

Q1 委員会における投票要求の成立要件について

本市議会の会議規則には、本会議における投票要求の成立要件を出席議員の3人以上としている。

一方、委員会における投票要求については、具体的な人数の定めがなく、「出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。」と規定されている。

以上のことから、委員会については、本会議の規定を準用していると解し、投票要求の成立には、3名の委員からの要求が必要と解している。

今回、予算常任委員会で、一部の会派の委員が当初予算（案）の表決において、記名投票を求めることが予想されているが、当該会派に所属する委員は、2名しかいないことから、記名投票を求めている委員会条例の規定によ

連載69

議会運営

Q&A

全国市議会議長会
政務第一部長
本橋 謙治

り、当該要求は成立せず、委員長が選択する表決方法（委員長は簡易表決を希望）で当初予算（案）を議決できると考えるが、問題はないのか。

A1 結論から言うと、投票要求は成立するため、委員長が希望する簡易表決で当初予算（案）を議決することは不可能です。

会議規則における投票要求については、Q1のとおり本会議と委員会に規定があります（都道府県と町村議会の標準会議規則には、本会議のみ規定あり）。

本会議の規定には、具体的な人数が定められているため、その人数を満たさなければ、投票要求が成立しないことは明らかです。一方、委員会にはQ1のように具体的な人数が定められていませんが、「出席委員から要求が

あるときは」と定められていることから、出席委員1名で要求が成立すると解します。つまり、本会議の規定を準用する旨が示されていない以上、本会議における投票要求の成立要件を委員会に準用することはできないと解します。

したがって、当該市議会の委員会における投票要求は、出席委員1名からの要求で成立するため、簡易表決を用いることはできません。

なお、Q1と同様に、本会議では成立に出席議員の複数人を求めている一方、委員会では、出席委員1名で成立する手続として、動議の提出（標準市議会議長会会議規則第16条）や修正（案）の提出（同第17条と第101条）を挙げることができます。

参考 標準市議会会議規則

第16条 動議は、法又はこの規則において

特別の規定がある場合を除くほか、他に

○人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

*委員会には、第16条に相当する規定がない。

第17条 修正の動議は、その案を備え、法

第115条の3の規定によるものについて

は所定の発議者が連署し、その他のものについては、○人以上の賛成者とともに

に連署して、議長に提出しなければならない。

第71条 議長が必要があると認めるとき、

又は出席議員○人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採

る。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の

要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

第101条 委員が修正案を発議しようと

するときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるとき

は、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の

要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

Q2 委員会に付託された事件の審査期限について

について

本市議会の常任委員会に付託された事件を継続審査とし、長期にわたり審査されているが、未だに委員会での結論が出ていない状況である。

この状況に対し、複数の議員が会議規則に基づいて、審査期限を今定例会の最終日の正午までとする旨の動議を提出し、これを賛成多数で可決した。

この議決を受けて委員会での審査が行われたが、審査に時間を要したため、審査期限の正午を過ぎてしまった。

この状況を踏まえ、付託委員会の委員から、審査期限を経過してしまった以上、委員会の審査は不可能であり、仮に委員会で当該事件の採決を行っても議決は無効ではないかという指摘がされた。

審査期限経過後の委員会審査は不可能なのか。

審査が終了したのちに本会議で委員長報告が行われ、委員長報告に対する質疑、討論を経て採決となります。

「委員会での審査が終了した」という意味は、委員会では当該事件の結論が出た、つまり、可決（修正可決も含む）、否決（請願の場合は採択または不採択）のいずれかに決したということです。委員会では「継続審査となった」ということは、審査が終了したことにはなりません。

したがって、委員会審査が終了しない限り、本会議で当該事件を審議することはできません。しかし、このような状況を問題と判断する場合、本会議で審査期限を付して、審査期限経過後は、本会議の議決で委員会の結論が出ていなくても当該事件を本会議で審議することができることを会議規則で認めています。

国会では、中間報告後に審査期限を付すことなく本会議で議決すれば、委員会では結論が出ていなくても審議ができる規定がありますが、地方議会では、委員会に付託したことを重視して手続を慎重に行うことが適当という考えから、あらかじめ審査期限を付すことを前提条件とする運用を用いています。

審査期限を付すことの意味ですが、委員会の審査が終了するまでは本会議での審議ができないという原則に対して、審査期限を付す

A2

委員会の付託された事件は、委員会での

ことにより、委員会での審査が終了していても本会議での審査を可能とする例外を認めるもの、つまり本会議での審査が可能となる時間を設定する手続であると考えます。したがって、審査期限を経過した場合、委員会での審査ができないと解する必要はないと考えます。このことは、委員会が審査するに当たって議長、本会議、他の委員会等から制約を受けないという「委員会審査独立の原則」にも合致するものと解します。

以上のことから、審査期限経過後でも委員会の審査を行い、採決を行うことは可能であり、採決の結果は有効と考えます。

参考 標準市議会会議規則

第44条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条（付託事件を議題とする時期）の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

参考 国会法

第56条の3 各議院は、委員会の審査中の案件について特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。

2 前項の中間報告があつた案件について、議院が特に緊急を要すると認めたときは、委員会の審査に期限を附け又は議院の会議において審議することができる。

3 略

Q3 閉会中の継続審査の議決後の審査について

今定例会に提出された条例の一部改正（案）を所管の常任委員会に付託したところ、一部の委員から、閉会中の継続審査にするべきという意見が当初から出ていた。

このようなことから、閉会中の継続審査の手続（議決）を付託された委員会の審査の冒頭に行い、当日の午後に関開かれた本会議でも継続審査の手続（議決）を行った。

本会議での議決後に開催された委員会において、委員から「閉会中の継続審査の議決を得た以上、会期中の審査

はできず、閉会してから審査を行うべき。」という意見が出された。

閉会中の継続審査の議決後は、会期中の委員会での審査は不可能なのか。

A3 結論から申し上げますと、閉会中の継続審査の議決後も、会期中の委員会での審査は可能です。

議会に提出された議案（事件）は、地方自治法第119条の会期不継続の原則から提出された当該会期中に結論を出すのが原則となっています。

しかし、Q3のようにその内容や閉会日に急遽提出された場合、会期中に結論を出すことが困難な場合があることも事実です。このことから、会期不継続の原則の例外として、委員会に付託された議案（事件）は、閉会中の継続審査の手続をすれば、審議未了・廃案とならず、次の会期以降も引き続き審査等を行うことが可能となります。

地方自治法や会議規則には、閉会中の継続審査の議決後の審査についての規定はありません。よって、当該議決後に委員会の審査を制限するものがない以上、継続審査の議決後に会期中、閉会中を問わず、委員会の審査を行うことは可能です。もちろん、委員会でも可否を決して、本会議で委員長報告等を行い、

表決に付することも可能です。

しかし、閉会中の継続審査の議決は、当該会期中に委員会の結論が出ないことが予想されるから行われるものです。仮に、閉会中の継続審査の議決後委員会での審査等に法的な制約がないからといって、会期中に委員会の審査が終わった場合、委員会に所属していない議員から、委員会の審査の進め方に批判が出る可能性があります。

以上のことから、閉会中の継続審査の委員会や本会議での手続は、会期末に行うことを基本とすべきと考えます。各議会において、閉会中の継続審査の手続の時期等に関する取決めを行っておくことが適当と考えます。

参考 地方自治法

第119条 会期中に議決に至らなかった事件は、後会に継続しない。

Q4 委員会審査終了後の議案に添付された資料の訂正について

今定例会において委員会に付託された長提出の議案が賛成多数で原案可決された。

委員会での審査終了後に、執行機関から当該議案に参考として添付された

資料に誤りが判明したので、委員会において説明等をしたい旨の申入れがあった。

これについて、委員会で協議したところ、一部の委員から既に審査が終了しているにもかかわらず、説明を受けることは当該議案の再審査に該当するのではないかという指摘がされた。委員会としては、執行機関からの説明を受けることに異論はないが、説明を受けるためには、委員会が当該議案に対する再審査の手続をしなければ、説明を受けることができないと考えるべきなのか。

A4 結論から申し上げますと、再審査の手続を行う必要はないと考えます。

Q4の説明は、可決された議案についての説明ではなく、あくまで議案に参考として添付された資料の誤りに関する説明です。当該資料は、議案ではないため、議案審議の参考として活用されますが、議決対象ではありません。

また、当該資料の誤りがどの程度のものであるか不明であり、それが先に可決した議案の可否に影響を及ぼすものなのか否かが現時点では不明です。このような状況で説明に先駆けて再審査の手続を行い、説明を聴取した

後に再審査の必要性がないと判断した場合でも、改めて審査して議決する必要があります。このような非効率的な委員会運営を行う可能性があるので、あえて再審査の手続を行う必要性はないと考えます。

以上のことから、まずは再審査の必要性を判断するための説明を執行機関から受けて、その説明次第で再審査の手続を行うべきかを判断すればよいと考えます。

Q5 再議書の議長への提出について

今定例会に条例（案）が議員から提出され、最終日に原案可決された。

当該条例（案）については、提出時から執行機関から難色が表示されており、条例（案）の審議においても、否定的な答弁がされた。

当該条例（案）の可決を受けて、今定例会の閉会後に市長は、地方自治法第176条第1項に基づき再議に付すこととした。

本来ならば、臨時会を招集し速やかに再議について審議するべきであるが、閉会後の市長の予定が立て込んでおり、市長が本会議に出席することが困難な状況である。

このようなことから、本市では従来から、議案を議会の招集告示の日に議長宛に提出している実情を踏まえ、今回の再議についても同様に、閉会日の数日後（法が定める10日以内）に、市長が再議書を議長に提出し、次の定例会の初日に再議の審議を行うことを通知してきた。

このような運営は、再議の趣旨から適当なのか。

A5 結論から申し上げますと、このような運営は不可能であり、Q5のような運営は、再議の効力が生じることなく、条例が施行されることになると考えます。

まず、市長の本会議への出席が困難であることについてですが、法的には市長の出席が本会議を開く要件ではありません。定数の半数以上の議員が出席すれば、本会議を開くことが可能です。本来ならば、再議に付した市長自身が出席することが適当ですが、どうしても出席が困難な場合は、市長に代わり副市長が再議を審議する本会議に出席することで対応できると考えます。

次に、招集の告示日に議案を提出する慣例に準じて、議会の招集前に議長への再議書の提出をもって、再議に付したとする運営につ

いてですが、議案（事件）の提出は、開会中に限られるとされています。つまり、開会前に議案（事件）の提出はできず、開会前に議長に提出されたものは、開会時に議会に提出されたものとみなす解釈になっています。したがって、Q5の再議に限らず、開会前の議案（事件）の提出は不可能であると考えますので、閉会中に再議書を提出したことをもって再議に付されたとは解することはできません。

では、具体的な再議に付されたときは、①議会が招集され、②長の招集に応じた議員（応招議員）が定足数を超えたときであると考えます。つまり、応招議員が定足数を超えれば、本会議が開かれたか否かにかかわらず、再議に付されたことになり、先の議決の効力が停止されます。

以上のことから、Q5の運営では再議の効力が生じないことになり、法が定める10日以内の再議の期限が過ぎてしまえば、再議をすること自体が不可能になります。よって、市長は速やかに臨時会の招集を行い、再議に付すことができる状態にするべきと考えます。

なお、再議に付す期限があるのは、地方自治法第176条第1項の再議のみであり、第4項の再議については、期限がないことに注意が必要です。

参考 地方自治法

第113条 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第117の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

第176条 普通地方公共団体の議会の議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、その議決の日（条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決については、その送付を受けた日）から10日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

2・3 略

4 普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。

参考 行政実例（昭和24年8月16日）

議案の提出は議会の開会中に限る。

参考 行政実例（昭和26年8月20日）

発案は、議会に議案を提出することであるから、議会が活動能力を持つ会期中に限られるものである。開会前に議長の許へ送達されたものは、開会のときにおいて議会に提出されたものとして取り扱うべきである。

参考 行政実例（昭和32年9月3日）

問 法第176条第4項により再議に付したときは、前の議決は再議に付することにより当初にさかのぼって議決の効果を有しないと解するが、この場合「再議に付した場合」とは長が議会招集告示し再議に必要な長としての手続一切を終わったときと解してよいか。又、応招議員が定足数に達しない場合の処置如何。

答 前段お見込みのとおり、但し、後段記載の如く応招議員が定足数に達しないときは法第113条但書により再度招集し、付議するべきである。

参考 行政実例（昭和39年4月9日）

問 「再議に付されたとき」とは、長が臨時会を招集し、付議事件として再議事件を告示し、再議書が議長に到達したときと解する場合、当該臨時会において応招議員が定数に達せず流会となったときは、長は再度臨時会を招集すべきものと解するかどうか。

答 お見込みのとおり。

問 応招議員は定足数に達したが、会議に出席しないため開会できず、催告も行われないとき前の議決はどうなるか。

答 再議に付したときは、当該議決の効力は停止されるものと解する。

Q6 市長に対する不信任決議、辞職勧告決議（案）の可決と一般質問等について

議会から市長に対し、地方自治法第178条に基づく不信任決議（案）が提出され、これが可決した。

法の定めにより、市長は議会の解散か失職を選択することになるが、今回の不信任決議について、市長は失職を選択することになった。

この市長の判断を受け、残りの会期

に予定していた一般質問や議案審議について一部の議員から、「不信任決議を受けて失職する市長が提案した議案は自動的に廃案となるのではないか」、「一般質問については、市長が失職することから一般質問は不可能ではないか」という指摘がされている。

法に基づく市長への不信任決議（案）の可決により、市長が失職を選択した場合、既に市長が議会に提出している議案は自動的に廃案となるのか、また、一般質問は不可能となるのか。

A6 結論から言うと、提出された議案が自動的に廃案となることはなく、また一般質問も可能と考えます。

地方自治法第178条に基づく不信任により、不信任の対象となった長が提出した議案（事件）が自動的に廃案となるという地方自治法の規定や解釈はありません。

したがって、不信任の対象となった市長からすでに提出した議案（事件）の撤回の申し出がない限り、議会はこれを審議し、可否を決する必要があります。なお、議会が審議せず、審議未了とすることも考えられますが、議会が議決すべき事件を議決しないと判断し、市長が専決処分を行う可能性があります。

次に、一般質問についてですが、市長が提出した議案（事件）が自動的に廃案とならないことと同様に、一般質問が法的に不可能となることはありません。しかし、近日中に失職する市長に質問する必要性が低いと議会が判断するならば、一般質問を行わないという運営は可能です。

この場合、一般質問を希望していた議員が議長に提出していた一般質問の通告書を撤回することにより、一般質問を中止とすることが可能となります。なお、通告の撤回は、通告書を提出した議員本人が行うものであり、議長等が職権で撤回することはできません。

参考 標準市議会会議規則

第62条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができ
る。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

参考 地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができな
いとき、普通地方公共団体の長において

議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができ。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

24 略

参考文献

議会運営の実際（自治日報社）
逐条地方自治法（学陽書房）
議会運営実務提要（ぎょうせい）
地方自治関係実判例集（ぎょうせい）
地方自治法質疑応答集（第一法規）
地方自治小六法（学陽書房）

